

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）（ 06-6615-6260 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定都市河川浸水被害対策法に係る雨水浸透阻害行為の許可
概要	特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをしようとする場合は、市長の許可を得なければなりません。
根拠法令等 及び条項	特定都市河川浸水被害対策法第30条、31条
審査基準	<p>（1）許可が必要な場合</p> <p>①工事場所が寝屋川流域である場合</p> <p>②宅地等以外（山林、農地など）から、宅地等に変更する場合や土地の舗装、締め固め、または排水施設の設置により流出雨水量の増加のおそれのある雨水浸透阻害行為を行う場合</p> <p>③上記行為の面積が1,000m²を越える場合</p> <p>（2）必要な書類</p> <p>①雨水浸透阻害行為をする土地の区域の位置、区域及び規模</p> <p>②雨水浸透阻害行為に関する工事の計画</p> <p>③雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域から雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために自ら施行しようとする工事の計画</p> <p>④その他本市が必要と認めたもの</p>
標準処理期間	20日
経由日数	一
提出先	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
提出時期	隨時
提出方法	雨水浸透阻害行為許可申請書、または協議書と流出雨水量、その流出調整量および設置施設等に関する添付書類を建設局下水道部施設管理課（許認可担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000007211.html
備考	